

○国立大学法人上越教育大学個人情報開示等取扱要項

(平成17年3月16日学長裁定)

最終改正 令和2年3月27日

(趣旨)

第1条 国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の開示等の実施に係る取扱いについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及びその他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第2項に規定する個人情報をいう。
- (2) 保有個人情報 法第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。
- (3) 個人情報ファイル 法第2条第6項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (4) 本人 法第2条第7項に規定する本人をいう。
- (5) 法定代理人 法第12条第2項、第27条第2項及び第36条第2項に規定する法定代理人をいう。
- (6) 部局等 監査室、事務局各課、上越教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第7条から第14条までに規定する組織、学則第15条の規定に基づき設置された組織並びに上越教育大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規程（平成29年規程第20号）の規定に基づき設置された寄附講座及び寄附研究部門をいう。
- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

(開示請求の受付)

第3条 本法人の保有個人情報について、自己を本人とする保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。以下同じ。）の開示請求があったときは、総務課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 本法人の保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人上越教育大学個人情報保護規程（平成17年規程第5号）第16条第1項に規定する国立大学法人上越教育大学個人情報ファイル簿、国立大学法人上越教育大学法人文書管理規則（平成23年規則第3号）第2条第4号に規定する国立大学法人上越教育大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料を用いて、開示請求者の求める個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別記第1号様式の保有個人情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第65号）第21条第1項

に規定する開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

- (3) 開示請求書を受理するときは、開示請求者が本人であることの確認を運転免許証、健康保険の被保険者証、番号法に規定する個人番号カード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等の書類で行うものとする。
- (4) 婚姻等によって、個人情報ファイルに記載されている氏名と開示請求時の氏名が異なっている場合には、個人情報ファイルに記載されている氏名が記載されている運転免許証、旅券、戸籍謄本等の書類の提示も求めるものとする。
- (5) 本人確認を行う場合には、提示された書類に応じ、適宜、書類の提示者に口頭で質問を行うことによって補足し、判断には慎重を期するものとする。
- (6) 開示請求書が送付された場合における開示請求者が本人であることの確認は、同条第3号及び第4号に掲げる書類を複写機により複写したもの並びに開示請求をする日前30日以内に作成された開示請求者の住民票の写し等で行うものとする。
- (7) 法定代理人又は任意代理人（特定個人情報に係る場合に限る。以下同じ。）が開示請求する場合にあっては、前各号の規定を準用するものとする。ただし、任意代理人が開示請求する場合にあっては、別記第2号様式の委任状を併せて提出させるものとする。
- (8) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった個人情報ファイルを保有する部局等に送付するものとする。

（開示等の検討）

第4条 学長は、保有個人情報の開示、不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該個人情報ファイルを保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

（開示等の決定）

第5条 学長は、法第13条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をし、速やかに開示請求者に通知するものとする。

- 2 前項の開示請求者に対する通知は、全部又は一部を開示するときは別記第3号様式の保有個人情報開示決定通知書を、不開示とするときは別記第4号様式の保有個人情報不開示決定通知書により行うものとする。
- 3 学長は、法第19条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別記第5号様式の保有個人情報開示決定等の期限延長通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第20条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別記第6号様式の保有個人情報開示決定等の期限の特例規定適用通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。

（開示請求に係る事案の移送）

第6条 学長は、法第21条第1項又は第22条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等（法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）又は行政機関の長（法第22条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）に移送しようとするときは、当該他の独立行政法人等又は行政機関の長と協議の上、別記第7号様式の保有個人情報の開示請求に係る事案の移送についてにより行うものとする。

- 2 学長は、前項により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送したときは、別記第8号様式の保有個人情報開示請求に係る事案の移送通知書を当該開示請求者に通知しなければならない。

（第三者意見の聴取）

第7条 学長は、法第23条第1項又は第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別記第9号様式又は別記第10号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）により当該第三者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた者は、別記第11号様式の保有個人情報の開示に関する意見書を学長に提出することができる。
- 3 学長は、法第23条第3項の規定により第三者の意見に反して開示するときは、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）により当該第三者に通知しなければならない。

（開示の実施方法）

第8条 保有個人情報の開示の実施方法は、当該保有個人情報が、文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されているときは、次に掲げる方法により開示を行うものとする。ただし、第3号及び第4号に掲げる方法にあっては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがない場合に限る。

- (1) 当該文書又は図画（当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該文書又は図画の写し）の閲覧
 - (2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（第3号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものとの交付（第3号に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
 - (4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- 2 前項に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、国立大学法人上越教育大学情報公開取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）第8条に規定する開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。

（開示の実施）

第9条 学長は、法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別記第13号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- 2 保有個人情報の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、個人情報ファイルを移動すると汚損の危険性があるときや利用者の居所等の都合により総務課まで出向くことができないときは、当該個人情報ファイルを保有する部局等において実施できるものとする。
- 3 開示を受ける者が、保有個人情報が記録されている文書等の写し又は電磁的記録の記憶媒体の送付による開示の実施を希望するときは、総務課において当該写し又は記憶媒体を送付するものとする。この場合において、郵送料は郵便切手で徴収するものとする。
(開示請求手数料の免除)

第9条の2 学長は、特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が経済的困難により開示請求手数料を納付する資力がないと認めるとときは、当該手数料を免除することができる。

- 2 前項の規定による開示請求手数料の免除を受けようとする者は、第3条第2号の規定による開示請求書を提出する際に、併せて、別記第14号様式の開示請求に係る手数料の免除申請書を提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 学長は、開示請求手数料の免除に係る決定を行ったときは、別記第15号様式の開示請求に係る手数料の免除決定通知書又は別記第16号様式の開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書により当該開示請求者に通知するものとする。
(移送された事案)

第10条 法第21条第1項又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第22条第1項の規定により他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第3条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(訂正請求の受付)

第11条 本法人の開示した保有個人情報について、訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）請求があったときは、総務課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 本法人の開示した保有個人情報の訂正を請求する者（以下「訂正請求者」という。）から訂正請求を受け付けるときは、別記第17号様式の保有個人情報訂正請求書（以下「訂正請求書」という。）を提出させるものとする。この場合において、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (2) 前号において、訂正請求者が訂正請求に係る保有個人情報の本人、法定代理人又は任意代理人であることの確認を、第3条第3号から第7号までの規定に準じて行うものとする。この場合において、同条第7号中「別記第2号様式の委任状」とあるのは「別記第18号様式の委任状」と読み替えるものとする。
- (3) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交付するとと

もに、訂正請求書の写しを訂正請求のあった個人情報ファイルを保有する部局等に送付するものとする。

(訂正の検討)

第12条 学長は、開示した保有個人情報の訂正を検討するに当たって、当該個人情報ファイルを保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

(訂正の決定)

第13条 学長は、法第28条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があつた日から30日以内に訂正をする、あるいはしない決定（以下「訂正決定等」という。）をし、速やかに訂正請求者に通知するものとする。

2 前項の訂正請求者に対する通知は、訂正をするときは別記第19号様式の保有個人情報訂正決定通知書を、訂正をしないときは別記第20号様式の保有個人情報不訂正決定通知書により行うものとする。

3 学長は、法第31条第2項の規定により訂正決定等を更に30日以内の期間で延長するときは、別記第21号様式の保有個人情報訂正決定等の期限延長通知書により当該訂正請求者に通知しなければならない。

4 学長は、法第32条の規定により訂正決定等する期間を延長するときは、別記第22号様式の保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定適用通知書により当該訂正請求者に通知しなければならない。

(訂正請求に係る事案の移送)

第14条 学長は、法第33条第1項又は第34条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送しようとするときは、当該他の独立行政法人等又は行政機関の長と協議の上、別記第23号様式の保有個人情報訂正請求に係る事案の移送についてにより行うものとする。

2 学長は、前項により事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送したときは、別記第24号様式の保有個人情報訂正請求に係る事案の移送通知書を当該訂正請求者に通知しなければならない。

3 学長は、第1項の場合において、移送を受けた他の独立行政法人等又は行政機関の長が法第30条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(移送された事案)

第15条 法第33条第1項又は行政機関個人情報保護法第34条第1項の規定により他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る訂正決定等の実施については、第11条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第16条 学長は、訂正決定（第14条第2項において、事案の移送を受けた他の独立行政法人等又は行政機関の長がした訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合、必要があると認めるときは当該保有個人情報の提供先に対し、別記第25号様式の提供している保有個人情報訂正実施通知書により遅滞なく通知するものとする。

(利用停止請求の受付)

第17条 本法人の開示した保有個人情報について、利用停止（消去又は提供の停止を含む。以下同じ。）請求があったときは、総務課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 本法人の開示した保有個人情報の利用停止を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）から利用停止請求を受け付けるときは、別記第26号様式の保有個人情報利用停止請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出させるものとする。この場合において、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (2) 前号において、利用停止請求者が利用停止請求に係る保有個人情報の本人、法定代理人又は任意代理人であることの確認を、第3条第3号から第7号までの規定に準じて行うものとする。この場合において、同条第7号中「別記第2号様式の委任状」とあるのは「別記第27号様式の委任状」と読み替えるものとする。
- (3) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本1部を交付するとともに、利用停止請求書の写しを利用停止請求のあった個人情報ファイルを保有する部局等に送付するものとする。

（利用停止の検討）

第18条 学長は、開示した保有個人情報の利用停止を検討するに当たって、当該個人情報ファイルを保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

（利用停止の決定）

第19条 学長は、法第37条第3項に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求があつた日から30日以内に利用停止をする、あるいはしない決定（以下「利用停止決定等」という。）をし、速やかに利用停止請求者に通知するものとする。

- 2 前項の利用停止請求者に対する通知は、利用停止をするときは別記第28号様式の保有個人情報利用停止決定通知書を、利用停止をしないときは別記第29号様式の保有個人情報利用不停止決定通知書により行うものとする。
- 3 学長は、法第40条第2項の規定により利用停止決定等を更に30日以内の期間で延長するときは、別記第30号様式の保有個人情報利用停止決定等の期限延長通知書により当該利用停止請求者に通知しなければならない。
- 4 学長は、法第41条の規定により利用停止決定等をする期間を延長するときは、別記第31号様式の保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定適用通知書により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

（審査請求）

第20条 学長は、法第42条第1項に規定する審査請求があつたときは、委員会の意見を求めるものとし、審査請求に対する決定をしたときは、別記第32号様式の審査請求に関する決定通知書により審査請求をした者に通知する。

- 2 学長は、法第43条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別記第33号様式の諮問書により行うものとする。
- 3 学長は、前項の情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、別記第34号様式の情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書により法第43条第2項に規定する者に通

知しなければならない。

(その他)

第21条 この要項に定めるもののほか、個人情報開示等の実施に関する必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月1日）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月1日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日）

1 この要項は、平成24年7月9日から施行する。

2 この要項による改正後の第3条第3号及び同条第6号の規定に関し必要な措置は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年法政令第421号）附則第2条及び第4条の規定を準用する。

附 則（平成25年3月22日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月16日）

この要項は、平成26年4月16日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日）

この要項は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月23日）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日）

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

保有個人情報開示請求書

年　月　日

国立大学法人上越教育大学 殿

請求者 住所又は居所
(ふりがな)
氏名

電話() -

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報の名称等（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 大学における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()

<実施の希望日> 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 開示請求手数料 1件 300円

[この請求書提出の際に、納付済みの
領収書の写しを添付してください。]

(受領印)

4 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人（特定個人情報請求時のみ）

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

a 本人の状況 未成年者（年 月 日生） 成年被後見人 任意代理人委任者

b 本人の氏名（ふりがな）()

c 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状

別記第2号様式（第3条関係）

委 任 状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 7 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

別記第3号様式（第5条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報の開示について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人上越教育大学に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人上越教育大学を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 本学における開示を実施することができる日時、場所

ア 期間： 年 月 日から 年 月 日まで（土・日曜、休日を除く。）

イ 時間：

ウ 場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第4号様式（第5条関係）

越教大総第
年 月 号
日

保有個人情報不開示決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人上越教育大学に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人上越教育大学を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第5号様式（第5条関係）

越教大総第
年 月 号

保有個人情報開示決定等の期限延長通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 団

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期間

日（開示決定等の期限 年 月 日）

3 延長の理由

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ
願います。

別記第6号様式（第5条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定適用通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 印

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第20条の規定に基づき、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3 残りの保有個人情報について開示決定等する期限

（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定等する予定です。）

年 月 日 ()

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第7号様式（第6条関係）

越教大総第
年 月 日
号

(他の独立行政法人等又は行政機関の長) 殿

国立大学法人上越教育大学 団

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（第21条第1項）の規定に基づき、下記のとおり移送します。
（第22条第1項）

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
請求者名等	<p>氏 名： 住所又は居所： 連絡先：</p> <p>法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 本人の住所又は居所</p>
添付資料等名	<ul style="list-style-type: none">開示請求書移送前に行った行為の概要記録・・
備考	(複数の他の独立行政法人等、行政機関の長に移送する場合には、その旨を記入する。)

〈連絡先：上越教育大学総務課（TEL)〉

別記第8号様式（第6条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報開示請求に係る事案の移送通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 印

年 月 日付けで開示請求のありました事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
（第21条第1項）
（第22条第1項）の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 先	(独立行政法人等又は行政機関の長) (連絡先)
移 送 の 理 由	
備 考	

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ
願います。

別記第9号様式（第7条関係）

越教大総第
年 月 日
号

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人上越教育大学 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている下記の保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示請求の年月日

3 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容

4 意見書の提出先

5 意見書の提出期限 年 月 日 ()

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第10号様式（第7条関係）

越教大総第
年 月 日
号

(第三者利害関係人) 様

国立大学法人上越教育大学 印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている下記の保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第23条第2項の規定に基づき、御意見を伺いますので、当該保有個人情報を開示することについて御意見がある場合は、同封の「保有個人情報の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示請求の年月日

3 法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由

- ・適用区分 第1号 第2号
- (適用理由)

4 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容

5 意見書の提出先

6 意見書の提出期限 年 月 日 ()

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第11号様式（第7条関係）

年　月　日

保有個人情報の開示に関する意見書

国立大学法人上越教育大学 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年　月　日付けて照会のあった下記の保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 意見

保有個人情報を開示されることについて支障がない。

保有個人情報を開示されることについて支障がある。

(1) 支障（不利益）がある部分

(2) 支障（不利益）の具体的理由

3 連絡先

・担当部署：

・電話番号：

別記第12号様式（第7条関係）

越教大総第
年 月 日
号

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人上越教育大学 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示することとした理由

3 開示決定をした日 年 月 日

4 開示を実施する日 年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人上越教育大学に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人上越教育大学を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第13号様式 (第9条関係)

年 月 日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

国立大学法人上越教育大学 殿

(ふりがな)
氏 名

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

- ・文書番号：
- ・日付：

2 求める開示の実施方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実 施 の 方 法	
		1 閲覧	①全部 ②一部 ()
		2 複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
		3 その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手の額 _____ 円 無

別記第14号様式（第9条の2関係）

年　月　日

開示請求に係る手数料の免除申請書

国立大学法人上越教育大学 殿

住所又は居所
(ふりがな)
氏　名
電　話 (　　)　　一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第33条第2項に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

記

1 開示を請求する保有個人情報

2 免除を求める理由

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

② その他

(注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

別記第15号様式 (第9条の2関係)

越教大総第
年 月 日
号

開示請求に係る手数料の免除決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 印

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第2項の規定に
より読み替えて適用する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第26条第2項の
規定に基づき、下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

記

対象となる保有個人情報の名称

別記第16号様式（第9条の2関係）

越教大総第
年 月 日
号

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 印

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第30条第2項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる保有個人情報の名称

2 免除が認められない理由等

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人上越教育大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人上越教育大学を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第17号様式 (第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学 殿

請求者 住所又は居所
(ふりがな)
氏名

電話() -

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 (特定個人情報請求時のみ)
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 (ふりがな) () ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

別記第18号様式（第11条関係）

委 任 状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

別記第19号様式（第13条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 団

年 月 日付で訂正請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり訂正することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正請求の趣旨

3 訂正決定をする内容及び理由

(1) 訂正内容

(2) 訂正理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人上越教育大学に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人上越教育大学を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第20号様式（第13条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報不訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をしましたので、下記のとおり通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 訂正をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人上越教育大学に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人上越教育大学を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第21号様式（第13条関係）

越教大総第
年 月 日 号

保有個人情報訂正決定等の期限延長通知書

(訂正請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 団

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第31条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期間

日（訂正決定等の期限 年 月 日）

3 延長の理由

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第22号様式（第13条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定適用通知書

(訂正請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 団

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第32条の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2 法第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3 訂正決定等をする期限

年 月 日

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ
願います。

別記第23号様式 (第14条関係)

越教大総第
年 月 日

(他の独立行政法人等又は行政機関の長) 殿

国立大学法人上越教育大学 団

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第33条第1項
第34条第1項 の規定に基づき、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
請求者名等	<p>氏 名： 住所又は居所： 連絡先：</p> <p>法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____</p>
添付資料等名	<ul style="list-style-type: none">・ 訂正請求書・ 移送前に行った行為の概要記録・・
備考	(複数の他の独立行政法人等、行政機関の長に移送する場合には、その旨を記入する。)

〈連絡先：上越教育大学総務課 (TEL)〉

別記第24号様式（第14条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送通知書

(訂正請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 印

年 月 日付けで開示請求のありました事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
〔第33条第1項〕
〔第34条第1項〕の規定に基づき、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 先	(独立行政法人等又は行政機関の長) (連絡先)
移 送 の 理 由	
備 考	

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ
願います。

別記第25号様式（第16条関係）

越教大総第
年 月 日
号

提供している保有個人情報訂正実施通知書

(他の独立行政法人等) 様

国立大学法人上越教育大学 印

(他の独立行政法人等)に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第35条の規定により、訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂 正 請 求 の 趣 旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

〈連絡先：上越教育大学総務課（TEL ）〉

別記第26号様式（第17条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　月　日

国立大学法人上越教育大学 殿

請求者 住所又は居所
 (ふりがな)
 氏名

電話() -

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第36条第1項第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第36条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人(特定個人情報請求時のみ)
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名(ふりがな) () ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

別記第27号様式（第17条関係）

委 任 状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

別記第28号様式（第19条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報利用停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 団

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり利用停止することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 利用停止請求の趣旨

3 利用停止決定をする内容及び理由

(1) 利用停止決定の内容

(2) 利用停止の理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人上越教育大学に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人上越教育大学を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第29号様式（第19条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報利用不停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 

年 月 日付で利用停止請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第2項の規定に基づき、利用停止をしないことに決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 利用停止をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人上越教育大学に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国立大学法人上越教育大学を被告として、〇〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ願います。

別記第3〇号様式（第19条関係）

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報利用停止決定等の期限延長通知書

(利用停止請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 団

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第40条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 延長後の期間

日（利用停止決定等の期限 年 月 日）

3 延長の理由

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ
願います。

別記第3 1号様式 (第19条関係)

越教大総第
年 月 日
号

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定適用通知書

(利用停止請求者) 様

国立大学法人上越教育大学 団

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第41条の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2 法第41条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3 利用停止決定等をする期限

年 月 日

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ
願います。

別記第3 2号様式 (第20条関係)

越教大総第
年 月 日 号

審査請求に関する決定通知書

(審査請求人) 様

国立大学法人上越教育大学 印

年 月 日 付けで審査請求のありました件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等

2 審査請求に対する決定

3 審査請求に対する決定理由

4 担当課等

別記第33号様式（第20条関係）

越教大総第
年 月 日
号

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人上越教育大学 印

諮詢問書

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

〔 第18条の規定に基づく開示決定等
第30条の規定に基づく訂正決定等
第39条の規定に基づく利用停止決定等 〕について、別紙のとおり審査請求があつたので、

同法第43条第1項の規定に基づき諮詢します。

(別紙：開示決定等に係る場合)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) □開示決定 □一部開示決定 (該当不開示条項) □不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定した者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 質問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された法人文書（写し） ⑥ その他参考資料
7 質問応担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

- (注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。
 また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（法第14条各号、第17条又は文書不存在）を記載すること。
- (注2) 4の「質問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、質問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第19条第2項又は第20条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

(別紙：訂正決定等に係る場合)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) □訂正決定 □不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定した者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 質問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 質問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「質問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、質問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第31条第2項又は第32条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

(別紙：利用停止決定等に係る場合)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) □利用停止決定 □不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付, 記号番号 (2) 利用停止決定した者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課, 担当者名, 電話番号, FAX番号, メールアドレス, 住所等	

- (注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。
- (注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
- (注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第40条第2項又は第41条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。
なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

別記第3 4号様式（第20条関係）

越教大総第
年 月 日
号

情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書

(審査請求人等) 様

国立大学法人上越教育大学 印

年 月 日付けの本法人に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第43条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等

2 審査請求日

3 審査請求の趣旨

4 諮問日・諮問番号

※ 不明な点があるときは、上越教育大学総務課（TEL ）までお問い合わせ
願います。